



2024年11月 8 日

各 位

会社名 フィード・ワン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庄司 英洋
(証券コード 2060 東証プライム市場)
問合せ先 管理本部総務部長 松田 浩明
TEL 045 (211) 6520

株式報酬制度における第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年11月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式45,000株
(3) 処分価額	1株につき872円
(4) 処分総額	39,240,000円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権行使はいたしません
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月22日開催の取締役会において、2018年6月28日開催の第4期定時株主総会に当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

本制度は、株主の皆様と将来に向け株価に関するメリットやリスクを共有することで当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として導入しており、現在まで運用しております。当社は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しており、本制度の対象者を監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下、「取締役」といいます。）とし、変更後の本制度に基づく報酬は、2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度の間在任する取締役に対して支給いたします。

当社は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定及び制度一部変更の件」が原案どおり承認可決されたことを受けて、当社執行役員につきましても、本制度と同様に株式報酬制度を変更しております（以下、本制度の対象者を総称して「取締役等」といいます。）。

本制度の概要については、2024年5月20日付「株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度のために設定済みである信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定した株式交付規程に基づき、信託期間中の取締役等の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数から、本信託の受託者が取引所市場における取引（立会外取引を含みます。）により取得する株式数（60,000株）を減じた数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2024年9月30日現在の発行済株式総数38,477,128株に対し、0.12%（2024年9月30日現在の総議決権個数381,986個に対する割合0.12%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は取締役等の報酬と株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社ASA Accounting
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年8月24日
信託の期間 （延長後）	2018年8月24日～2027年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2024年11月7日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である872円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2024年10月8日～2024年11月7日）の終値平均848円（円未満切捨て）からの乖離率が2.83%、直近3ヵ月間（2024年8月8日～2024年11月7日）の終値平均855円（円未満切捨て）からの乖離率が1.99%、あるいは直近6ヵ月間（2024年5月8日～2024年11月7日）の終値平均895円（円未満切捨て）からの乖離率が-2.57%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3名にて構成、うち2名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上